

【会計・税制分野】

◆優秀

「非上場会社におけるストックオプション制度の利用に関する一考察」

梶尾 毅

昨今の国内外の経済社会の構造変化のなか、日本の企業の大半を占め、その雇用の多くを担う非上場会社は、生産性の向上を通じ、その潜在成長率を高める重要な存在である。しかしながらその一方で、資金や人材面での課題を抱えており、その対応が急務となっている。

この人材面での課題解決の方法の一つに、株価連動型の報酬制度であるストックオプション制度（以下「本制度」）がある。日本では、1995年の特定新規事業実施円滑化臨時措置法の改正に始まり、1997年の旧商法の改正による本格導入以降、旧商法（現会社法）・税法規定にかかる数次の改正等を経て、現在、多くの会社が本制度を導入しているが、その利用は上場会社ないしは株式公開を目指す会社に寄っており、多くの非上場会社では利用されていない。

これが、2022年11月公表の「スタートアップ5か年計画」のもと、令和6年度税制改正で、税制適格ストックオプションの交付株式の保管委託要件に自社での保管方法が新設され、交付株式の譲渡に自社への譲渡が認められたことで、今後、「出口」に株式公開やM&Aを志向する会社以外の非上場会社でも、本制度の利用が進むことが期待される。他方、近時の税制改正によって本制度の整備は進んだものの、非上場会社での利用が進むところにまで至っていない。そのため今後、本制度が多くの非上場会社でも利用され、浸透していくことが望まれる。

そこで本稿では、広く非上場会社において、人材面の課題解決の方策としての取締役等への本制度の導入とそれにかかる課題、およびその解決の方向について、主に税制面から、そして、会社法の観点も交えて考察している。

本稿では、第一章から第四章でインセンティブ付与制度の概観、新株予約権の概要、日本における株式報酬型のインセンティブ付与制度を巡る制度的変遷、およびストックオプションにかかる税制を説明し、第五章で非上場会社での本制度の導入・利用にかかる税制上の課題、第六章で非上場会社での本制度の導入にかかる課題と今後の展望について考察している。

第五章では、税制面からの検討として、まず交付株式の譲渡先として株主コミュニティと対象会社（自社）について検討し、次に昨今のグループ経営を志向する会社の増加を踏まえて、資本下位会社の株式をストックオプションの対象とする場合の自由度を高めるために、法人税法に定める完全支配関係の定義にかかる改正の検討の必要性について論じている。そして、非上場会社での相続発生局面における、ストックオプションと交付株式

の評価規定の不存在と、新株予約権の発行による自社株式の評価額の修正等に関する規定の不備について指摘し、財産評価基本通達の改正の必要性について、特に交付株式の評価については設例も交えて論じている。

第六章では、今後の展望として、会社法の観点から、交付株式を、譲渡制限、取得請求権、無議決権、配当優先、取得条項を付した種類株式とすることの意義、ストックオプションとしての新株予約権の権利行使価額と交付株式の譲渡価額の評価方法、取締役等の地位喪失に際してのストックオプションの処遇、そして、オーナー家メンバーにおける有償ストックオプションの利用について検討している。さらに、非上場会社の事業承継対策と本制度の共存にかかる課題の検討から、完全子会社での本制度導入と完全親会社での相続・事業承継を目したオーナー家メンバーにおける有償ストックオプションの利用、そして、完全親会社での、付与対象者を完全子会社の取締役等、交付株式を取得請求権、取得条項および譲渡制限を付した無議決権のトラッキング・ストックとする本制度の導入について検討している。最後に補論として、金銭報酬型のインセンティブ制度の一つであるストック・アプリケーション・ライトの利用と、その今後の方向として、それに対する税制特例の適用の是非についても言及している。